

富山県、福井県及び新潟県の住宅に入居する場合

1 富山県の住宅の家賃上限

- ・ 2人以下の世帯 6万円
- ・ 3人～4人の世帯 7万円
- ・ 5人以上の世帯 8万5千円

2 福井県の住宅の家賃上限

- ・ 2人以下の世帯 6万5千円
- ・ 3人～4人の世帯 8万円
- ・ 5人以上の世帯 9万5千円

3 新潟県の住宅の家賃上限

- ・ 2人以下の世帯 6万円
- ・ 3人～4人の世帯 8万円
- ・ 5人以上の世帯 10万円

(参考) 石川県の住宅の家賃上限

- ・ 2人以下の世帯 6万円
- ・ 3人～4人の世帯 8万円
- ・ 5人以上の世帯 11万円

4 家賃以外の住宅の条件について

石川県内にある住宅と同様です。

5 申込先について

石川県内にある住宅と同様、災害時に居住していた市町に対して行ってください。
被災時に居住していた市町、貸主及び被災者の方の三者で契約を締結します。

6 賃貸住宅の問い合わせについて

全国賃貸住宅経営者協会連合会にお電話で問い合わせください。
0120-27-1000 (接続番号 388006)

各県の宅地建物取引業協会でも相談を行っています。

- ・ 富山県宅地建物取引業協会 076-425-5514
- ・ 福井県宅地建物取引業協会 0776-24-0680
- ・ 新潟県宅地建物取引業協会 025-247-1177

ご自身で探された賃貸住宅も対象となります。

※ 制度の相談は災害時にお住まいだった市町に行ってください。